2019年10月1日

各 位

> 住 所 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番 会 社 名 株式会社トーホー (コート、番号:8142 東証第1部、福証) 代表 者 代表取締役社長 古賀 裕之

育児・介護に係る制度充実でワークライフバランスを推進 「育児目的休暇」と「時短フレキシブルワーク」制度を導入

トーホーグループでは、従来からワークライフバランスの推進に取組んでおり、近年では、育児に係る 時短勤務制度の利用対象期間の拡大や、育児・介護での積立有給休暇の2時間単位の取得を可能にするな ど、育児・介護に係る制度の充実を図ってまいりました。

このたび、育児・介護に係る制度の更なる充実を図るべく、2019年 10月1日から、新たな制度として、 「育児目的休暇」、「時短フレキシブルワーク」を導入いたします。これにより、ワークライフバランスの 更なる推進を図ってまいります。

※本制度はグループ内5社での導入となります。

■今回導入する制度の概要

①育児目的休暇

従来、従業員が、入学(園)式、卒園式、運動会、音楽会、授業参観など、子どもの学校関連行事 に参加する場合、年次有給休暇を利用するか、有給休暇が無い場合は欠勤での対応となっていました が、本制度の導入によって、年5日を限度として休暇(無給。但し、有給休暇への振替も可)を取得 できるようになり、より育児に参加しやすくなります。また、本制度の浸透に伴い、男性社員の育児 参画意識の向上も期待できます。

「対象]:全従業員(時給制含む)

[期間]:子どもが小学校3年生を修了する時まで

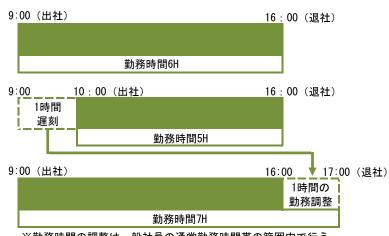
②時短フレキシブルワーク

育児・介護による時短勤務制度を利用している正社員が活用できる制度で、子どもの突発的な発 病などで遅刻・早退をした場合でも、同月内であれば勤務時間の調整ができ、より柔軟な働き方が可 能となります。

【時短フレシキブルワークのイメージ】

(例) 9:00-16:00の時短勤務を選択している社員の事例

- I) 通常時短勤務
- Ⅱ) 子どもの突発的な発病で 1時間遅刻した日の勤務
- Ⅲ)Ⅱの遅刻分の月内調整を 行った日の勤務



※勤務時間の調整は一般社員の通常勤務時間帯の範囲内で行う。

「トーホーグループ」とは

株式会社トーホーを持株会社とする企業グループで、外食産業向け業務用食品卸売事業を全国及び海外3ヵ国(シンガポール・マレーシア・香港)で展開するともに、業務用食品を店舗形式で販売するキャッシュアンドキャリー事業を関東以西で97店舗(A-プライス他)を展開しています。また、兵庫県では一般消費者向けに食品スーパー36店舗(トーホーストア)も展開しています。

株式会社トーホー(連結)

創 業: 1947年10月

事業内容:業務用食品卸売事業、同現金卸売事業、

食品スーパー事業、業務用コーヒー製造

資 本 金:53 億4,477 万円

売 上 高: 217,666 百万円 (2019 年 1 月期)

グループ会社:29 社

従業員数:5,004名(うち正社員2,782名)

上 場:東証一部、福証

以上

— 本件お問合せ先 — 株式会社トーホー 広報・IR室 内田・松野まで TEL 078-845-2523